

「農林漁業・農山漁村の課題解決に向けた現場実証研究」実施要領

令和8年3月18日

7政策研第305号

※本研究の実施は、令和8年度政府予算案の成立を前提としており、本研究に係る予算の決定状況によっては本研究の実施や実施内容について変更が生じる可能性があることに留意すること。なお、変更が生じた場合の対応については、農林水産政策研究所と採択先とで別途協議するものであること。

第1 趣旨

農林水産分野における社会課題の解決及び経済・社会構造転換を実現するためには、社会科学分野の研究開発により創出された成果を普及・実用化していくための産学官連携体制の構築及び実行が重要である。

農林水産政策研究所（以下「研究所」という。）においては、プロジェクト研究等を通じて農林漁業及び農山漁村の課題解決に資する応用研究を進めてきたところであるが、研究期間や人的資源の制約等から、研究成果の現場における有効性及び適用可能性について十分な検証を行い、その成果を広く展開するまでには制約がある。

このため、本研究では、プロジェクト研究等により得られた知見や手法について、地方公共団体、大学、企業その他の関係機関が連携したコンソーシアムを形成し、モデル地域における実証を通じてその有効性及び適用可能性を検証するとともに、その成果を行政部局へフィードバックし、研究成果の普及及び活用を促進することにより、農林漁業及び農山漁村の課題解決に資することを目的とする。

第2 研究手法及び研究期間

本研究は、プロジェクト研究等の成果を普及・実用化するため必要な開発研究を研究所において実施するとともに、モデル地域として定める地域において、地方公共団体、大学、企業その他の関係機関が連携してコンソーシアムを組成し、研究所研究員も参画して、成果の普及・実用化の有効性及び適用可能性を検証するための実証の取組を行う。この実証の取組に必要な技術開発、運営・管理等に関する業務は、第4の2（1）に掲げる機関に委託して実施する（以下「委託事業」という。）。

なお、研究期間は、事業内容に応じ、3年以内とする。

第3 研究課題等の設定等

1 実証研究課題の設定

研究所長は、農林水産政策研究所政策研究基本方針及び政策研究課題実行計画

策定要領（平成19年12月7日付け19企第205号）（以下「策定要領」という。）第5条にのっとり、研究所が実施する「農林漁業・農山漁村の課題解決に向けた現場実証研究」の研究課題（以下「実証研究課題」という。）を設定する。

2 委託事業の設定

研究所長は、1で設定した実証研究課題実行に必要な技術開発、実証試験、運営・管理等に関する業務を行う委託事業を第4及び第5で定める手続きにより設定する。

研究所長は、研究の運営管理、委託事業の選定、農林水産省関係局庁との連絡・調整、農林水産政策研究所研究推進委員会（「農林水産政策委研究所研究推進委員会の設置及び運営要領（平成13年4月2日付け13政策研第43号）」に基づいて設置される委員会をいう。以下「推進委員会」という。）への報告等を行う責任者として、研究所所属の職員からプログラムディレクター（以下「PD」という。）を指名する。

また、委託事業の進捗状況を把握するとともに、事業に活用する研究所の研究成果・技術を授け、委託事業の実施者（以下「委託機関」という。）と連携しながら実証研究を実施する責任者として、研究所所属の研究者からプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を指名する。

第4 委託事業の募集等

1 委託事業の募集

研究所長は、委託事業を公募により求めるものとする。

なお、応募要領は、研究所において別に定めるものとする。

2 応募要件

(1) 委託機関は、下記の各号のいずれかに該当する機関とする。なお、委託機関は国内の機関でなければならない。

ア 大学及び大学共同利用機関法人

イ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人

ウ 法人格を有する民間企業

エ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人

オ 特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）

カ 地方公共団体

キ その他法人格を有する団体

(2) 委託機関は、所属する常勤職員の中から実施計画の企画・立案、実施、成果管理等を総括する責任者を定めなければならない。

第5 委託事業の決定

1 審査

委託事業は、第4の1により応募があった提案の中から、研究所長が指名する

者を構成員とする委託事業審査委員会による審査を経た上で決定されるものとする。委託事業審査委員会は、会計法第 13 条に規定する支出負担行為担当官たる研究所長に審査の結果を報告するものとする。なお、委託事業審査委員会及び委託事業の決定に係る審査に関する事項については、研究所長が別に定めるところによるものとする。

2 結果の通知等

研究所長は、1 により委託事業が決定されたときは、提案者に通知する。

第 6 研究課題の実施等

1 実証研究課題の実施

- (1) 研究所は、委託機関と連携して第 3 の 1 で設定した実証研究課題を実施する。
- (2) 研究所長は、実証研究課題について、毎年度、策定要領第 5 条にのっとり政策研究課題実行計画（以下「実行計画」という。）を策定する。実行計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 実証研究課題の報告書

PO は、毎年度末までに、次年度以降も研究が継続する研究については別記様式第 1 号の研究成果等概要報告書を、当該年度に研究が完了する研究については、研究期間終了後速やかに別記様式第 2 号の研究成果等最終報告書を作成し、PD が推進委員会に提出する。ただし、推進委員会で認める場合は、研究成果等最終報告書のうち最終報告書（詳細版）については、別の形での成果報告も可能とする。

第 7 研究課題の評価

実施された実証研究課題の評価に関する事項については、農林水産政策研究所研究評価実施要領（平成 22 年 10 月 18 日付け 22 政策研第 225 号）に定めるところによるものとする。

令和 年度 農林漁業・農山漁村の課題解決に向けた現場実証研究
研究成果等概要報告書

研究課題名	
研究実施期間（西暦）	年度 ～ 年度（年間）
P0	

1 研究の進捗状況等

①

②

③

（注1）全研究期間をとおしての研究全体の進捗状況を5行程度簡潔に記載してから、当該年度に研究を実施した研究項目ごとの進捗状況を3～5行程度簡潔に記載すること。

（注2）学会発表、論文発表等成果の公表の状況（リスト）を添付すること。

（注3）農林水産政策研究所のホームページにて公表するため、未公表データや知的財産等に関する事項については、十分に注意して作成すること。また、公表できる内容のみを記載すること。

令和 年度 農林漁業・農山漁村の課題解決に向けた現場実証研究
研究成果等最終報告書

I 最終報告書（簡易版）

1. 研究課題総括表

研究課題名	
研究実施期間 (西暦)	年度 ~ 年度 (年間)
P0	

2. 研究の目的・達成目標

3. 研究課題を構成する研究項目及び年次計画

研究項目	年度	年度	年度
①			
②			
③			
④			

4. 研究分担者一覧

研究項目	研究者氏名	役職名
①		
②		
③		
④		

(注) PO には◎、研究項目主担当者には○を付すこと。

5. 研究結果等

①

(1) 研究目的

(2) 研究成果

(3) 政策への含意等

(4) 今後の課題

②

(1) 研究目的

(2) 研究成果

(3) 政策への含意等

(4) 今後の課題

(注1) 5.研究結果等は、全研究期間をとおしての研究全体の研究結果を5行程度簡潔に記載してから、研究項目ごとの研究結果等を簡潔に記載すること。

(注2) 学会発表、論文発表等成果の公表の状況(リスト)を添付すること。

(注3) 研究成果概要図を添付すること。

(注4) 農林水産政策研究所のホームページにて公表するため、未公表データや知的財産等に関する事項については、十分に注意して作成すること。また、公表できる内容のみを記載すること。

<研究成果概要図>

(注) A4用紙1枚程度にまとめてください。パワーポイントを用いて作成しても構いません。全研究実施期間をとおしての成果をまとめてください。

Ⅱ 最終報告書（詳細版）

【報告書タイトル】

令和 年度農林漁業・農山漁村の課題解決に向けた現場実証研究
「
」最終報告書